

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の  
検討業務（その1）受託候補者選定に係る提案書作成等説明書

平成29年5月

京都市都市計画局

<目 次>

- 1 公募型プロポーザル方式による審査及び選定に関する説明書
- 2 提案書作成要領

別添資料

- ・ 魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）委託仕様書

## 1 公募型プロポーザル方式による審査及び選定に関する説明書

### (1) プロポーザルの目的

次の(2)及び(3)に示す業務の受託候補者を選定するため、プロポーザルを実施します。

### (2) 業務の概要

ア 業務名称 魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）

イ 履行期間 委託契約日の翌日から平成30年3月31日まで

※ 平成29年度業務について契約します。平成30年度業務については、平成29年度業務を適正に遂行したかを判断したうえで、改めて、受託者を選定するものとする。

### (3) 業務内容

別紙「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）委託仕様書」による。

なお、平成30年度には「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その2）」の委託を実施し、平成29年度業務の受託者に随意契約をすることを予定しています。そのため、本提案募集では平成29年度及び30年度の2箇年の業務内容について提案を募集します。

### (4) 参加資格要件

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たさなければなりません。

ア 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 委託仕様書に規定する資格を有する技術者を配置していること。

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者復権を得ない者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

### (5) 本業務の委託費用の上限

ア 平成29年度業務：14,263千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

イ 平成30年度業務：10,000千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記イの委託費用の上限は、現時点での想定額を表しており、当該年度の予算規模によって変更する場合があります。

### (6) 申込書の提出

ア 提出期間

平成29年5月22日（月）午前10時から同年6月1日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（担当 中村，野村）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電話 075-222-3505 FAX 075-222-3472

ウ 提出方法

魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）に関する業務受託候補者選定要領「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）受託申込書」（第1号様式）を申込先に持参，郵送又はFAXにより提出してください。ただし，FAXによる場合は，受信確認の電話を入れるとともに，後日，代表社員を押印した原本を郵送してください。

エ 提出部数

1部

**(7) 提案書の提出**

ア 提出期間

平成29年5月22日（月）午前10時から同年6月5日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（担当 中村，野村）

ウ 提出方法

別添資料「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）委託仕様書」を熟読の上，魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）に関する業務受託候補者選定要領「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）に関する提案書」（第2号様式）及び見積書を提出先に持参すること。持参以外の方法による提出は受理しません。また，添付資料がある場合は，併せて提出してください。

エ 提出部数

- ・ 提案書 2部（添付資料がある場合の，添付資料は10部）
- ・ 見積書 1部

**(8) 提案を求める事項**

- ア 本業務に関する提案
- イ 本業務の実施体制
- ウ 受託希望金額

**(9) 本審査に関する質問及び回答**

ア 質問期間

平成29年5月22日（月）午前10時から同月26日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（担当 中村，野村）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電話 075-222-3505 FAX 075-222-3472  
電子メール tokeika@city.kyoto.lg.jp

#### ウ 提出方法

質問内容を記載した書面（書式自由）を提出先に持参，FAX又は電子メールにより提出してください。ただし，FAX，電子メールによる場合は，受信確認の電話を入れてください。

#### エ 回 答

平成29年5月30日（火）までに，京都市都市計画局都市企画部都市計画課のホームページに掲載します。

#### オ 留意事項

- ・ 電話による質問は受け付けません。
- ・ 回答は，募集要領と一体のものとして，要領と同等の効力を有するものとします。

### (10) 受託候補者の選定

#### ア 受託候補者選定委員会

受託候補者の選定に関する審査は，京都市都市企画部内に設置する受託候補者選定委員会が行う。同委員会は，以下の委員で構成する。

- (ア) 都市計画局都市企画部都市政策担当部長
- (イ) 都市計画局都市企画部都市計画担当部長
- (ウ) 都市計画局都市企画部都市計画課長
- (エ) 都市計画局都市企画部都市計画課調整担当課長
- (オ) 都市計画局都市企画部都市計画課土地利用計画担当課長

#### イ ヒアリングの実施

- ・ 受託候補者選定委員会は，受託希望者から提出された提案書の内容に関するヒアリングを，平成29年6月上旬に実施します。
- ・ ヒアリングにおいては，受託希望者が提案書に基づきプレゼンテーションを行い，本市が質疑を行いますので，管理技術者及び主任技術者は必ず出席してください。
- ・ 受託希望者の受託希望金額が本業務の委託費用の上限を上回った場合その他提案書の内容が本市の要求する水準に達していないと認められる場合は，ヒアリングを行うことなく，非選定とすることがあります。
- ・ ヒアリングの日時及び場所等の詳細については，申込書の提出後，改めて通知します。

#### ウ 評価方法

受託希望者から提出された提案書及びヒアリングの内容について，次表に示す審査基準に基づいて評価し，評価の得点の高い準に順位を決定します。このうち第1順位の提案を行った受託希望者を受託候補者として選定します。

ただし，受託候補者選定委員会が，本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合，受託候補者を選定しないことがあります。

【審査基準】

評価項目		評価基準	評価点 (合計 100 点)
提案の的確性	提案項目の理解度	・提案項目の趣旨を理解しているか。また、提案の視点は妥当か。	60 点
	調査・検討プロセスの的確性	・調査・検討プロセスの提案は妥当か。	
	提案の説得力・独自性	・過去の業務実績が活かされているなど、提案内容に説得力があるか。 ・業界のノウハウや情報を活用しているなど、提案内容に独自性があるか。	
本業務の実施体制	本店等の所在地	・本店又は支店の所在地が京都市内であるか。	36 点
	管理技術者及び主任技術者の業務実績	・管理技術者の同種業務の実績（調査や検討に関するもの） ・管理技術者の同種又は類似業務の実績（委員会等の企画や運営に関するもの） ・管理技術者の資格，経験年数 ・主任技術者の同種業務の実績（調査や検討に関するもの） ・主任技術者の同種又は類似業務の実績（委員会等の企画や運営に関するもの） ・主任技術者の資格，経験年数	
	業務体制の充実度	・管理技術者の従事している他業務の状況 ・主任技術者の従事している他業務の状況	
受託希望金額	平成 29 年度業務受託希望金額	・受託希望金額に応じて配点を行う。	4 点

(11) 選定結果の通知等

ア 受託候補者への通知

受託候補者の選定後，速やかに，第 1 順位の提案を行った受託希望者に対して，受託候補者として選定された旨を文書により通知します。発送日は，平成 29 年 6 月中旬頃の予定です。

イ 受託候補者に選定されなかった受託希望者への通知

受託候補者の選定後，速やかに，ヒアリングに参加した受託希望者のうち，受託候補者に選定されなかった者に対して，受託候補者に選定されなかった旨及び理由を文書で通知します。

通知を受けた者は，通知を受けた日から休日を除く 5 日以内に，京都市に対し，通知の内容に関して書面により説明を求めることができます。

ウ 選定結果等の公表

契約の相手方を選定した後に，選定の結果，参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとします。

## (12) 契約手続

受託候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行います。協議が整った際には、速やかに契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合には、第2順位以下、順位の高い者から順に契約締結の協議を行うこととします。

## (13) その他留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、全て受託希望者の負担とします。

イ 提出された提案書は返却しません。

ウ 提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできません。

エ 提案書等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 協力事務所等と連携して本業務を実施する場合、協力事務所の業務実績を提案書等に記載することを認めます。(その旨「協力事務所名等」を明記すること。)

カ 提案は1団体につき1つとします。複数の提案は認めません。

キ 提案書等の著作権は、受託希望者に帰属し、提出された提案書について、京都市が受託希望者に無断で使用することはありません。

ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できることとします。

ク 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

## 2 提案書作成要領

(1) 提案書は、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務(その1)に関する業務受託候補者選定要領「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務(その1)に関する提案書」(第2号様式)に基づき作成してください。

(2) 提出する提案書2部は、1部は左上ホチキス留めとし、1部は複写用として製本せずにクリップ留め等としてください。

(3) 提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないでください。

(4) 提案書別紙1の記載について

ア 文章を補完するための説明図、写真等を使用しても構いません。また、本業務と同種の業務に携わった実績がある場合は、その資料を添付することも可とします。

イ 記載の枠を広げたり削除することは構いませんが、サイズはA3を上限とします。また、提出はA4片面刷り換算で6枚以内(A3片面刷り換算で3枚以内)とし、上記アに掲げる実績に関する添付資料は枚数に含めないこととします。

(5) 提案書に記載すべき事項

ア 受託希望金額

- ・ 消費税及び地方消費税を含む金額を記載してください。
- ・ 受託希望金額の算出根拠となる見積書を1部添付してください。

イ 本業務の実施体制

- ・ 本業務を実施する場合の従事する全ての管理技術者、主任技術者及びその他の担当技術者について、氏名、所属・役職名及び担当する業務分野(管理技術者を除く)を記入してください。
- ・ 担当技術者が複数名の場合は、各々が担当する業務分野を記入してください。
- ・ 特段の理由が無い限り、提出期限後の実施体制の変更は認めません。
- ・ 管理技術者と主任技術者の兼任は、原則認めません。やむを得ず兼任する場合は、受託希望者の選定において、主任技術者に係る評価項目を全て最低ランクで採点します。

- ・ 提案書別紙1の「本業務に関する提案」については、業務実施の方針及び進め方を記載してください。
- ・ 提案書別紙2に基づき、予定技術者の経歴及び業務実績等については、予定技術者ごとに、本業務を実施する場合の従事する全ての職員について作成してください。
- ・ 提案書別紙2の「本業務と同種又は類似する業務実績」については、業務名、発注者、受託期間、業務内容及び当業務における委員会（市町村都市計画審議会又はその下部組織の検討部会）等の企画や運営に関する業務の有無を記入してください。

なお、直近10年以内のものを、次の項目について合計2件までとします。（京都市におけるものか否かは問いません。）

(ア) 調査や検討に関する業務

同種：まちづくり、都市計画に関するもの（市町村都市計画マスタープランの策定業務その他これに類するまちづくり指針策定業務等）

(イ) (ア)に係る業務に伴う委員会（市町村都市計画審議会又はその下部組織等の検討部会）等において、企画から運営までの業務に関するもの

同種：まちづくり、都市計画に関するもの（市町村都市計画マスタープランの策定業務その他これに類するまちづくり指針策定業務等）

類似：上記以外に関するもの

ウ 本業務に関する提案

- ・ 提案書別紙1に基づき、次の事項について、貴社のこれまでの業務経験を踏まえ、簡潔に提案してください。（上記(5)イに掲げる「本業務の実施体制」に係る業務実施の方針及び進め方を含む。）
- ・ 参照するデータについては、以下に示す基礎データ以外の独自に収集したもの（例：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」など）を用いることを認めますが、その場合は、算出根拠等を示してください。

**【提案事項】**

本業務は、本市が実施した地域毎の人口密度、将来人口予測、生活関連施設の配置などの基礎調査の結果を踏まえ、本市の強みや課題等を客観的・定量的に把握するとともに、持続可能な都市の構築に向け、一定の人口密度の維持、生活サービスや地域コミュニティの維持、公共交通の充実を図るため、今後取り組むべき施策や方向性の検討について取りまとめを行うものです。

そこで、京都市における基礎データ（別紙参照）や、その他公開情報等を基に、本市の強みや課題等を挙げるとともに、「魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その1）委託仕様書」のうち、「3 平成29年度業務の内容」及び「4 平成30年度業務の内容（参考）」に記載した内容について、効果的な業務の進め方や各種検討方法等を中心に提案してください。

なお、検討に当たっては、京都市都市計画審議会の下に設置する持続可能な都市検討部会に意見聴取しながら取りまとめを行う予定ですので、当該部会の運営方法（課題の示し方、意見の引き出し方及びまとめ方等）を踏まえて提案してください。

参考：京都市における基礎データ

(平成28年度魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討基礎調査結果の一部)

※ 平成28年度の基礎調査結果については、下記以外の情報を公開しません。

項目		利用データ	算出結果※1	算出方法
人口		総務省「国勢調査」	平成27年 1,475千人	—
		国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」	平成52年 1,281千人	
生活サービス施設の 徒歩圏人口カバー率	医療	国土数値情報 医療施設 (病院・診療所で内科または外科を有する施設)	99% (92%)	医療施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出
	福祉	通所系施設, 訪問系施設, 小規模多機能施設(本市データ)	98% (83%)	福祉施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出
	商業	大規模商業施設, スーパー マーケット, 生活協同組合 NTTタウンページ(株)「iタウンページ」	94% (83%)	商業施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出
保育所の徒歩圏 0~5歳人口カバー率		国土数値情報「保育所」	98% (81%)	保育所の半径800m圏域の0~5歳総人口で除して算出
公園緑地の徒歩圏カバー率		国土数値情報「都市公園データ」	98% (92%)	都市公園の位置から半径500mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出
最寄りの鉄道・バス乗り場に到達できる居住人口の割合		国土交通省「アクセスビリティ指標活用の手引き(案)」	15分以内 70%	居住地から最寄りの鉄道・バス乗り場へ所定の時間内で到達できる人口を都市の総人口で除して算出
			30分以内 26%	
空き家率		総務省「平成25年住宅・土地統計調査」	14% (13.5%)	空き家数を住宅総数で除して算出
公共交通の機関分担率		国土交通省「平成22年パーソントリップ調査」	27% (24%)	鉄道分担率とバス分担率を集計して算出
自動車総走行台キロ		国土交通省「平成22年道路交通センサス」	6.9台キロ/日 (10.8%)	乗用車の市区町村別自動車走行台キロを都市の総人口で除して算出

※1: 括弧内は三大都市圏(東京都, 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 大阪府, 京都府, 兵庫県)の平均値